

報告事項 4 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園）

児童の育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、新たな通園制度として令和 7 年度から実施されます。（令和 8 年度からは全市町村で必ず実施。）

令和 6 年度は試行的事業として、金城幼稚園・保育園、めぐみ野こども園、たんぼぼ保育園の 3 施設において事業を実施しました。各月の利用状況は下表のとおりです。

	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
利用 時 間 数	1	1	0	11	3	1	0	0	0	17

※利用登録児童数 5 名、総合計 17 時間利用

試行的事業のため、1 人あたりの月利用上限時間は 10 時間まで
（令和 7 年度も同様の利用上限時間）

課題

- ・一時預かり事業との整理が不十分。制度の周知不足

乳児等通園支援事業によりお子さんが経験できる集団生活の経験等、一時預かり事業との差異化を行い、積極的な制度周知の必要があると考えます。

- ・利用上限時間の短さ

国の定める上限のため、令和 7 年度も 10 時間が上限となります。今後、利用上限が引き上げられることにより、「通園制度」としての魅力が高まると考えます。

令和 7 年度においても上記の 3 施設において実施を予定しております。

事業の実施の際は、市が事業実施施設として適正か審査し、子ども子育て会議の意見を聴取した上で事業を開始することとなります。